

令和 2 年度 第 2 回
三郷市景観審議会
議案書

令和 3 年 3 月 24 日 (水)

三郷市役所 全員協議会室

議案第 1 号

三郷市屋外広告物条例の一部改正について

【意見聴取】

三郷市屋外広告物条例の一部改正について

現在、屋外広告物の安全管理については、三郷市屋外広告物条例において、管理義務に関する規定はありますが、安全管理における点検についての具体的な規定はありません。

また、一般広告物の設置等について、禁止地域内では原則禁止されています。

このたび、市では国・県の動向と市の実情を踏まえ、「安全管理の強化」及び「規制の運用の弾力化」を図るため、三郷市屋外広告物条例の一部改正を検討しています。

つきましては、三郷市屋外広告物条例の一部を改正することについて、三郷市景観条例第27条の規定により、三郷市景観審議会へ意見聴取を行います。

1. 改正項目

- 2-A. 屋外広告物の安全管理の強化について
- 2-B. 屋外広告物規制の運用の弾力化について

2-A. 屋外広告物の安全管理の強化について

現在、屋外広告物の安全管理については、三郷市屋外広告物条例において、管理義務に関する規定はありますが、安全管理における点検についての具体的な規定はありません。

そのため、三郷市においても安全管理の強化を図るべく三郷市屋外広告物条例の一部を改正し、「管理義務の明確化」、「安全点検の原則義務化」などの安全管理の強化を図ります。

(1) 条例改正検討の経緯

①背景

平成27年に発生した札幌市での看板落下事故などをはじめ、近年、老朽化等による屋外広告物の事故が多発しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保が問題となっています。

②国の動き

屋外広告物の安全性の確保を目的として、国土交通省では、屋外広告物の所有者等が当該屋外広告物を良好な状態に保持するために適切に点検等を実施しなければならないことを明確化させるため、「屋外広告物条例ガイドライン」の改正を行いました。

③埼玉県の動き

埼玉県では、令和3年6月の定例県議会に条例改正案を提出予定となっています。また、改正条例の施行については、令和4年4月1日を予定しています。

(2) 条例改正の内容

①管理義務の内容について

【管理義務を負う者の追加】

<三郷市屋外広告物条例第18条関係>

| 現状 | 改正案 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・表示者・設置者・管理者 | <ul style="list-style-type: none">・表示者・設置者・管理者・<u>所有者</u>・<u>占有者</u> |

②点検義務の内容について

<三郷市屋外広告物条例第18条関係>

| 現状 | 改正案 |
|------|---|
| 規定なし | 広告物及び掲出物件の <u>本体</u> 、接合部、 <u>支持部分等の劣化及び損傷の状況を定期的に点検しなければならない旨</u> を規定します。 |

③点検範囲の内容及び点検有資格者の新設について

【点検範囲の内容】

<三郷市屋外広告物条例第18条関係>

| | 現状 | 改正案 |
|-----|--|---|
| 管理者 | <ul style="list-style-type: none">・4mを超えるもので、許可が必要な物件のみ有資格者による管理者が必要※・4m以下で許可が必要な物件及び許可が必要とならない物件は管理者不要 | <ul style="list-style-type: none">・同左・同左 |
| 点検者 | 規定なし | <ul style="list-style-type: none">・<u>4mを超えるもので、許可が必要な物件のみ有資格者による点検を義務化</u>・<u>4m以下で許可が必要な物件及び許可が必要とならない物件は有資格者による点検を努力義務化</u> |

⇒別紙参照「説明書（P1、2）」

※現状は管理者による点検となっていますが、改正案では有資格者による点検義務化としています。

【点検有資格者の新設】

<三郷市屋外広告物条例第18条関係>

| 現状 | 改正案 |
|------|--|
| 規定なし | <ul style="list-style-type: none">・屋外広告士・都道府県等主催の屋外広告物講習会修了者・職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者であって広告美術仕上げに係るもの・日本屋外広告業団体連合会等主催の屋外広告物点検技能講習修了者・建築士・電気工事士 など |

④点検項目の追加について

<条例施行規則 様式第2号>

| 現状 | 改正案 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・点検項目数は4項目・点検者の記載欄なし | <ul style="list-style-type: none">・点検項目数は17項目・点検者の記載欄あり |

⇒別紙参照「説明書（P3、4）」

2－B．屋外広告物規制の運用の弾力化について

屋外広告物条例における禁止地域内では、一般広告物の設置は禁止されています。

三郷市では市内3駅の駅前広場において、デジタルサイネージによる情報発信の社会実験を平成30年12月から実施しています。

今回、市民の移動拠点となる市内の駅前広場において、市政についてのさまざまな情報発信を行うとともに、各公共施設へ向かうバスの利用促進の向上等を目的として、公共デジタルサイネージ等に一般広告物が表示・設置できるように規制の運用の弾力化を行います。

(1) 条例改正検討の経緯

①背景

近年、公益上必要な施設（案内板、公共掲示板、デジタルサイネージ等）に屋外広告物を表示し、広告料収入をその設置費や維持管理費に充てる取組が始まっています。

②国の動き

平成29年3月、国土交通省は、公共デジタルサイネージを含む公益上必要な施設に民間広告を表示し「その広告料収入を設置・管理費用に充てるものについて禁止地域であっても掲出できる」よう、「屋外広告物条例ガイドライン」の改正を行いました。

③県の動き

改正予定はありません。

④三郷市の現状

現在、三郷市と民間事業者との間で協定事業「デジタルサイネージを活用した情報発信の社会実験に関する協定書」（平成30年12月18日調印）による社会実験を新三郷駅、三郷駅及び三郷中央駅の各駅前ロータリーで実施しています。

⇒別紙参照「説明書（P5、6）」

(2) 条例改正の内容

<三郷市屋外広告物条例第8条第5項>

| 現状 | 改正案 |
|------|---|
| 規定なし | 案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その <u>広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てることを条件に市長の許可を受けたものは、禁止地域においても表示することができる旨の規定を追加します。</u> |

3. 今後の予定

令和3年3月24日 令和2年度第2回景観審議会開催（本日）

令和3年5月頃から
令和3年6月頃まで

パブリック・コメントの手続の実施（約1か月）

令和3年夏頃 景観審議会の開催（条例改正諮問）

令和3年12月 市議会へ条例（案）を上程

令和4年1月頃から
令和4年3月頃まで

周知期間

令和4年4月 条例及び施行規則の施行